

新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン
(令和5年5月8日改訂)

令和5年5月2日
奈良県教育委員会

各県立学校における新型コロナウイルス感染症対策等については、これまで感染防止対策の継続が必要であるとして、「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン（令和5年4月1日改訂）」に示した内容に基づき、取組を進めてきたところです。

この間、感染拡大防止と教育活動の継続の両立に取り組んでいただいていたことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日をもって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行されることに伴い、学校保健安全法施行規則の一部が改正され、合わせて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定がされました。このことを踏まえ、ガイドラインを令和5年5月8日付けで改訂します。

5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続し、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることとなります。各学校においては、これまで制限されてきた教育活動のうち、真に必要なものを回復させるとともに、GIGAスクール構想の下で生み出されてきた多様な教育実践の工夫を取り入れることにより、新しい学びの在り方へと進化を図っていただきますようお願いいたします。

【 目 次 】

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方
- 2 学校教育活動における感染症対策等
 - (1) 感染症の予防に関すること
 - (2) 医療的ケアを必要とする生徒等の登校判断に関すること
 - (3) 学習指導に関すること
 - (4) オンラインの活用に関すること
 - (5) 健康相談・心のケアに関すること
 - (6) 人権教育に関すること
 - (7) 学校行事に関すること
 - (8) 部活動に関すること
 - (9) 学校給食の実施や食事の場面に関すること
 - (10) 学校保健全般に関すること
 - (11) 健康診断に関すること
 - (12) 出席停止等の取扱いに関すること
 - (13) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠の取扱いに関すること
 - (14) 臨時休業に関すること
 - (15) 教育委員会への報告に関すること
 - (16) 学校等欠席者・感染症情報システム（サーベイランス）に関すること
- 3 非常時にやむを得ず登校できない生徒等に対する学習指導
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 臨時休業時等におけるオンライン授業の実施
 - (3) 出席停止の措置をとっている生徒への対応
 - (4) 自宅等における学習の取扱い
 - (5) 指導要録上の取扱い
 - (6) 登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等
 - (7) 生徒の状況把握

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においては、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要です。具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合（※1）などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、生徒等の学びを保障していくことが必要です。

※1「地域や学校において感染が流行している場合」のうち、地域の感染状況については奈良県感染症情報センターが発表する「奈良県感染症情報（週報）<https://www.pref.nara.jp/27886.htm>」を基に、学校の感染状況についてはサーベイランス情報を基に学校医と相談の上、それぞれ判断します。

2 学校教育活動における感染症対策等

(1) 感染症の予防に関すること

(新型コロナ感染対策責任者)

- ・ 新型コロナ感染対策責任者を中心に、本ガイドラインに記載の内容を確実に実践し、各学校において日常的にウイルスを施設内に持ち込まない対策と、仮に持ち込まれたとしても、迅速な感染拡大防止対策を徹底します。

(新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、生徒等自らが感染リスクを判断し避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行います。

(生徒等の健康観察)

- ・ 家庭との連携により生徒等の健康状態を把握し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、無理をして登校しないよう、生徒等・保護者に対する周知・呼び掛けをします。
- ・ その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はありません。

(換気)

- ・ 密閉を回避するために、気候上可能な限り常時換気を行います。その際、可能であれば2方向の窓を同時に開けるなど、外気の流入を行うことで効果的な換気に努めます。
- ・ 常時換気が出来ない場合は、毎時2回以上、各授業の途中で数分程度、窓を全開にします。

- ・窓のない部屋では、常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。
- ・体育館のような広く天井の高い部屋でも、換気は感染防止の観点から重要であり、換気に努めます。
- ・エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行います。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPAフィルタ付き空気清浄機の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保することが重要です。
- ・十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師の支援を得つつ、換気を目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素を計測することも考えられます。その際、できる限り1,000ppm相当の換気に取り組むことが望ましいです。

(学校におけるマスクの着用)

- ・学校教育活動においては、生徒等及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。ただし、登下校中に通勤ラッシュ等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒等及び教職員についても、マスクを着用することが推奨されます。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒等に対してマスクの着用を促すことも考えられますが、その場合においても着用を強いることのないようにします。

(咳エチケット)

- ・学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、生徒等や教職員は咳エチケットの徹底を行います。

(手洗い)

- ・外から教室等に入るときやトイレの後、食事の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないようにします。

(発熱等風邪症状が見られた場合の対応)

- ・登校後の生徒等に発熱等の症状が見られる場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。ただし、軽微な症状があることを以て一律に帰宅させる必要はありません。
- ・必要に応じて（症状や周囲の感染状況により判断します）、医療機関への受診を勧め、受診状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。その際、生徒等・保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キッ

トによる自己検査を求めることのないようにします。

(特別支援学校における対応)

- ・特別支援学校では、指導の際に接触が避けられないことや重篤化する基礎疾患等を有する生徒等が多いことなどから、地域や学校において感染が流行している場合などには、生徒等の障害の種類や程度等を踏まえた慎重な検討を行い、学校教育活動の具体的な対応を決定します。
- ・具体的な対応については、必要に応じて学校医等の助言を得ることや、生徒等の安全確保等の観点から指導や介助等において必要となる接触等について保護者に対し事前に説明することが重要です。

(2) 医療的ケアを必要とする生徒等の登校判断に関すること

- ・医療的ケアを必要とする生徒等や、基礎疾患のある生徒等の中には、重症化のリスクが高い者もいることから、必要に応じて、主治医や学校医の意見を踏まえるなど、家庭と連携し、適切な判断を行います。

(3) 学習指導に関すること

- ・各教科等の指導について、換気の確保は引き続き有効な感染症対策となることから、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行います。地域や学校において感染が流行している場合などには、以下に掲げるものなど、感染リスクが比較的高い学習活動について、一時的に、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保することなどの感染症対策を講じます。
- ・生徒等が対面形式となるグループワーク等、近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・生徒等がグループで行う実験や観察（理科）
- ・生徒等が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏（音楽）
- ・生徒等が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動（図画工作、美術、工芸）
- ・生徒等がグループで行う調理実習（家庭、技術・家庭）
- ・生徒等が組み合ったり接触したりする運動（体育、保健体育）

(4) オンラインの活用に関すること

- ・今後も臨時休業に備える意味でも、オンラインを活用した課題の配布や、説明動画や確認テストの配信、いわゆる「反転学習」の考え方による学習指導等、日頃からオンラインの活用に積極的に取り組みます。

(5) 健康相談・心のケアに関すること

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒等が心身のバランスを崩していることも考えられることから、生徒等の状況をきめ細かな健康観察等により的確に把握します。また、必要に応じて、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行います。

(6) 人権教育に関すること

- ・生徒等が感染の有無やマスクの着用の有無、ワクチンの接種を受ける又は受けないことによって差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などが起こらな

いよう、適切な指導を行います。

(7) 学校行事に関すること

- ・ これまで制限されてきた学校行事について、再開を検討することが必要です。その再開に当たっては、コロナ禍に行われた活動の工夫や見直しの内容を踏まえ、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、それぞれの教育的意義を改めて捉え直した上で、生徒等の資質・能力の育成に真に必要な活動を中心にその在り方を検討します。この際、地域や学校において感染が流行している場合などを除いて、例えば、参加人数を抑え、学年ごとや学級ごとに開催していた学校行事について、全校一斉参加の形で行うことで、異学年や他学級との交流の機会を確保するなど、生徒等が多様な他者と交わる活動や多様な体験活動を通じて、人間関係の形成や社会性を涵養し、全人的な成長の機会を確保します。
- ・ ただし、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保することのほか、参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、アルコール消毒薬の設置などの感染症対策を講じます。

(8) 部活動に関すること

- ・ 部活動の実施に当たっても、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じることが考えられるほか、以下の点に留意しながら活動を行うことが重要です。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること
- ・ 活動時間や休養日については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）に準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること
- ・ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大の防止に留意すること
- ・ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任を持って、感染拡大の防止に留意すること
- ・ 同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の前後の活動にも留意すること

(9) 学校給食の実施や食事の場面に関すること

- ・ 学校給食等の場面においては、「黙食」の必要はありませんが、食事の前後の手洗いを指導するとともに、飛沫を飛ばさないように注意すること

が重要です。

(10) 学校保健全般に関すること

- ・教職員での情報共有を図るとともに、臨時の学校保健委員会を開催する等、学校医・学校歯科医・学校薬剤師（以下、「学校医等」という。）やPTA代表者などと連携し、保健管理体制を整えるなど、学校保健活動が円滑に進むよう心がけます。

(11) 健康診断に関すること

（健康診断全般）

- ・学校医等と十分に連携し、感染防止策を講じながら実施します。
- ・令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合には、令和5年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施します。

（内科検診）

- ・学校医等と十分に連携し、感染拡大防止の措置を取りながら実施します。

（歯科検診）

- ・感染の恐れが高いため、学校歯科医等と十分に連携し、感染拡大防止の措置を取りながら実施します。また、歯科検診を実施する際の留意点は、以下のとおりです。

【学校】

- ① 事前に、家庭での健康管理を徹底する。
- ② 当日は、生徒等や教職員の体調チェックを徹底する。
- ③ 検査室の換気を十分行う。
- ④ ミラー等の滅菌を徹底する。
- ⑤ 記録者はマスクを着用することが望ましい。
- ⑥ 使い捨ての歯鏡や手袋等の廃棄については、各県立学校に設置される医療廃棄物用のボックスに保管し、全ての健康診断が終了次第、業者に回収をお願いする。

【学校歯科医】

- ① 健康診断当日の健診医及び帯同者の体調チェックを徹底する。
 - ② 必要な場合を除き、口腔内を手指で触らない検査方法を心がける。
 - ③ 必ずマスク・手袋を着用し、口腔内に触れた場合は、手袋を交換または消毒する。
 - ④ 保健調査票を活用し、効率的に歯科検診を実施する。
 - ⑤ 県及び市町村教育委員会の情報に基づき、学校歯科医の活動指針に準じて、地域の実情に合わせた対応を心がける。
- ・可能な限り登校前に歯みがきやうがいを行い、清潔な口腔内を保った上で実施します。

（眼科及び耳鼻咽喉科の健康診断）

- ・学校医等と十分に連携し、感染拡大防止の措置を取りながら実施します。

(尿検査)

- ・現時点においては、尿により感染する恐れはないとされていますので、学校薬剤師と連携の上、実施します。また、尿を扱う際には、直接触れることを避け、使い捨ての手袋を着用し、検査後には必ず流水と石けんでの手洗いをします。
- ・検尿用のスピッツ等については、各自治体の処分方法を確認の上、学校薬剤師に相談し、適切に処分します。

(心電図検診及び結核検診)

- ・安全に学校教育活動へ参加するため、学校医等や関係機関と連携し、感染予防のための対策を十分に取った上で実施します。
- ・結核検診を延期する場合は、保健調査や結核健康診断問診票において、結核に関する「自覚症状」や「高まん延国での居住歴」がある生徒等について、登校の可否を学校医に相談します。

(12) 出席停止等の取扱いに関すること

- ・以下の場合に出席停止の措置を取ります。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止)

- ・生徒等の感染が判明した場合には、出席停止の措置を講じます。感染者の出席停止期間は、発症した日の翌日を1日目として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとします。
- ・「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・出席停止解除後、発症から10日後を経過するまでは、該当生徒に対してマスクの着用を推奨します。生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染が明らかでない場合は、出席停止ではなく、欠席として扱います。ただし、地域や学校において感染が流行している場合などには、季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることができます。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。また、生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。
- ・医療的ケアを必要とする生徒等や基礎疾患等がある生徒等については、主治医の見解を保護者に確認した上で、学校に登校すべきかどうかを校長が判断します。なお、学校に登校すべきでない校長が判断した場合、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

(13) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠の取扱いに関すること

- ・生徒等が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについては、例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が、「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能です。

(14) 臨時休業に関すること

- ・学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、設置者（健康・安全教育課）に報告します。設置者は、学校からの報告を基に臨時休業の要否を判断します。

【学級閉鎖】

- ・以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖の実施を検討します。
 - ①同一の学級において複数の生徒等の感染が判明した場合
 - ②その他、設置者が必要と判断した場合
 - ※ただし、感染可能期間に学校に来ていない生徒等の発症は除きます。
- ・上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はありません。
- ・学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、生徒等への影響等を踏まえて判断します。

【学年・学部閉鎖】

- ・複数の学級を閉鎖し、かつ、学年や学部内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年・学部閉鎖の実施を検討します。

【学校全体の臨時休業】

- ・複数の学年・学部を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業の実施を検討します。

(15) 教育委員会への報告に関すること

- ・学校等欠席者・感染症情報システム（サーベイランス）への入力を以て、教育委員会への報告とします。これまで求めていた報告様式については令和5年5月8日を以て廃止とします。

(16) 学校等欠席者・感染症情報システム（サーベイランス）に関すること

- ・新型コロナウイルス感染症に関する入力は、なるべく早急に入力していただくようお願いいたします。原則としてこれまで同様、16時までに入力

します。

- ・新型コロナウイルス感染症については、「出席停止 疾患登録」のうち、新型コロナウイルス感染症に関する2つの項目に入力します。入力基準は以下のとおりです。
 - ①「新型コロナウイルス感染症」
生徒等が新型コロナウイルス感染症への感染が確定された場合に入力します。
 - ②「(新型コロナウイルス感染症)教育委員会または主管課の指示による」
感染者は発生していないが、教育委員会または主管課の指示により、積極的な臨時休業をした場合に入力します。
- ・2 (12) (「医療的ケア等生徒」)により出席停止の取扱いとする場合は、「事故欠・忌引き等入力」の「その他」に入力します。
- ・新型コロナウイルスとインフルエンザを同時感染した場合、欠席入力画面と出席停止入力画面(保育園の場合は疾患入力画面)は両方入力してください。なお、臨時休業入力は同じ期間内での複数疾患の入力ができないため、どちらかを代表して入力してください。

3 非常時にやむを得ず登校できない生徒等に対する学習指導等

感染症や災害の発生等の非常時に登校できない生徒等が発生した際の学習指導に関し、あらかじめ可能な対応策等について、地域や学校、生徒等の実情などを踏まえて検討を行い、保護者等の理解を得ておきます。

(1) 基本的な考え方

- ・一定の期間、生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合などには、Meet等を活用するなどして、指導計画等を踏まえた学習指導と学習状況の把握を行います。

(2) 臨時休業時等におけるオンライン授業の実施

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため2 (14)により臨時休業を行う場合は、可能な限り早期にMeet等を活用した同時双方向型授業を実施します。
- ・Classroom等を活用して、学習課題の配布、回収を行います。学習課題を配布するだけでなく、その結果を回収することで、生徒の学習への取組状況を把握します。

(3) 出席停止の措置をとっている生徒への対応

- ・感染者として出席停止の措置をとっている生徒がいる場合、学校での授業を自宅等でも受けることができるようMeet等を活用したハイフレックス型の授業(※)を実施します。

※ハイフレックス(HyFlex:Hybrid-Flexible)型の授業…同じ内容の授業を対面でもオンラインでも受けることができる授業

- ・この場合も(2)の場合と同様、生徒の学習への取組状況の把握を行います。

(4) 自宅等における学習の取扱い

- ・ 指導計画等を踏まえながら、教員による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、生徒等の学習の改善や教員の指導改善に生かします。
- ・ 生徒等の学習状況や成果は学校における学習評価に反映することが可能です。
- ・ 学習指導が以下の要件を満たし、生徒等の学習状況や成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能です。
 - ①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
 - ②教員が生徒等の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

(5) 指導要録上の取扱い

- ・ 非常時に臨時休業又は出席停止等により登校できなかった日数は「欠席日数」としては記録しないこととします。
- ・ 以下の方法によるオンラインを活用した学習指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成します。
 - ①同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ②課題の配信・提出、教員による質疑応答及び生徒等同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

なお、上記特例授業の指導要録上の出欠の取扱いは、「出席停止・忌引き等の日数」とします。

(6) 登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等

- ・ 登校が可能となった時点で、対面により学習状況を把握し、必要に応じて、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じます。

(7) 生徒の状況把握

- ・ 臨時休業や出席停止等によりやむを得ず登校できない生徒に対しては、Meet等を活用して、オンラインでのホームルームや面談等を実施することにより、生徒等状況把握に努めます。特に、やむを得ず登校できない期間が1週間程度以上にわたる場合、定期的に面談を行います。